

(4)市税の税率(令和元年度)

『市・県民税』

1 個人

(均等割)

市民税 3,500円 県民税 2,000円

東日本大震災からの復興に関する地方公共団体の防災のための財源確保として、平成26年度から令和5年度までの間、市民税・県民税の均等割額をそれぞれ500円ずつ引き上げます。また、県民税均等割額のうち500円はいしかわ森林環境税として森林環境保全のため使われます。

(所得割)

前年の総所得金額－所得控除額＝課税標準額

市民税

課税標準額	税率
一律	6%

県民税

課税標準額	税率
一律	4%

2 法人

(均等割)

区分	資本等の金額	市内従業者数	税率(円)
1号	下記以外		50,000
2号	1千万円以下	50人超	120,000
3号	1千万円超、1億円以下	50人以下	130,000
4号	1千万円超、1億円以下	50人超	150,000
5号	1億円超、10億円以下	50人以下	160,000
6号	1億円超、10億円以下	50人超	400,000
7号	10億円超	50人以下	410,000
8号	10億円超、50億円以下	50人超	1,750,000
9号	50億円超	50人超	3,000,000

(法人税割)

12.1%(令和元年9月30日までに開始した事業年度)、8.4%(令和元年10月1日以後に開始する事業年度)

決算後2か月以内に申告納付により納付する。

『固定資産税』 1月1日現在の土地・家屋及び償却資産の課税標準額×1.4%

各種特例措置等

1 土地

(1)宅地等 今年度の課税標準額が前年度の課税標準額を大きく上回っている場合には、前年度の課税標準額に今年度課税標準額の5%相当額を加算した額を今年度の課税標準額とする。ただし、住宅用地については、次の特例措置がある。

200㎡までの部分(小規模住宅用地)×1/6

200㎡超の部分(その他の住宅用地)×1/3

(2)農地 前年度課税標準額(B)を今年度評価額(A)で除した負担水準(B)÷(A)により決定する、負担調整率を前年度課税標準額(B)に乗じた額を今年度の課税標準額とする。

2 家屋

再建築価格×経年減点補正率によって評価するが、その額が、評価替え前の価格を超える場合は、通常、評価額は評価替え前の価格に据え置く。平成30年度は、通常、評価替え時には、評価基準の見直しにより、在来家屋分で木造5%、非木造6%の増額となった。

新築住宅は、その居住部分が120㎡までの分について、次の期間、その税額が半分に減額される。

ア 一般住宅(イ以外の住宅) 新築後3年度分(長期優良住宅は5年度分)

イ 3階建以上の中高層耐火住宅等 新築後5年度分(長期優良住宅は7年度分)

3 償却資産

ア 前年中に取得された償却資産 価格(評価額)＝取得価格×(1－減価率÷2)

イ 前年前に取得された償却資産 価格(評価額)＝前年度価格×(1－減価率)

ただし、5/100よりも小さい場合は、取得価格の5/100を乗じた価格とする。

『軽自動車税』 軽自動車税に関する概要に記載

『市たばこ税』 市たばこ税に関する概要に記載

『特別土地保有税』(現在、当分の間課税しないこととされている。)

土地保有に対して課するもの 取得価格×1.4%－固定資産税額

土地取得に対して課するもの 取得価格×3%－不動産取得税額

『都市計画税』

市街化区域内の土地及び家屋の課税標準額×0.15%

固定資産税と同様に、負担水準によって負担調整が講じられている。